

とうべつこども^{ひ ら り}HIRARI計画

～こどもの未来のために～

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

〔令和8年 3 月改正後〕

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国の手引きに準じて算出することとされています。

また、国の手引きでは、「量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、効果的・効率的な方法による算出を妨げるものではない」とされていること等から、第2期計画期間の地域子ども・子育て支援事業の利用実績を基に令和7年度以降のこどもの人口推計を勘案し、本計画期間における量の見込みと確保方策を算出しています。

(1)利用者支援事業

【事業の概要】

こどもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和7年度までは、母子保健型子育て包括支援センターの事業として実施しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:カ所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実施箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策 (実施箇所数)	1	1	1	1	1

【今後の方針】

令和8年度からは母子保健型子育て包括支援センターと、要支援児童及び要保護児童とその家族、特定妊婦等を支援する子ども総合支援拠点を統合し、こども家庭センターを設置します。

こども家庭センターでは、すべてのこども及びその家庭、妊産婦等に対し、児童福祉と母子保健の両機能が連携し、切れ目なく、効果的かつ包括的な相談支援を実施します。

また、令和4年の児童福祉法改正により、「市町村は地域子育て相談機関の整備に努めること」とされていますが、当別町では現在実施していません。

地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育て相談に応じ必要な助言等や子育て情報の提供を行い、能動的に子育て世帯とつながる工夫をすることが求められています。そして、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっていることから、他自治体の状況を調査・研究する等、地域の実態やニーズに合わせて、事業の実施に向けて検討します。

(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

【事業の概要】

妊婦及び乳幼児、その保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

現在、当別地区では当別町総合保健福祉センターゆとろ内で実施しています。西当別地区では認定こども園おとぎのくに内で実施し、令和5年度からは認定こども園おとぎのくにへ運営を委託し、認定こども園内で実施することで在園児との交流等の特色を活かし、子育て中の親子の交流や子育ての悩みを解消する場を提供しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	4,171	4,496	4,496	4,543	4,375
確保方策 (上段/年間延べ利用人数)	4,171	4,496	4,496	4,543	4,375
(下段/実施箇所数)	2	2	2	2	2

【今後の方針】

未就園の乳幼児及び保護者が同年代のこどもや地域社会との交流を持つことができる貴重な場であり、保護者の育児への不安や負担感を解消する場として、さらに保健師と連携することでこどもの健やかな育ちを支援し、子育て支援に関するサービスの向上を図ります。

今後、当別地区での実施について、乳幼児親子が利用しやすい新たな場所を確保し、運営を委託する等さらなるサービスの向上を目指します。

(3)妊婦健診事業

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、全ての妊婦に対し、14回分の妊婦健診費用と6回分の超音波(エコー)検査費用を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	91	91	88	88	85
確保方策 (実利用人数)	91	91	88	88	85

【今後の方針】

今後も全ての妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう、継続して実施します。また、受診結果に応じて、妊婦への支援や関係機関との情報共有を行います。

妊婦健診については、国において母子保健情報のデジタル化の推進により情報連携基盤(PMH)を活用した情報連携の本格導入が進められているため、町においても導入に向けた検証・検討を進めます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【事業の概要】

母子の健康増進と乳児の健やかな成長を支援するため、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭に保健師等が訪問し、母子の健康状況の確認や育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	58	58	56	56	54
確保方策(実利用人数)	58	58	56	56	54

【今後の方針】

引き続き、保健師が訪問し、産後うつ予防や育児不安の軽減に取り組めます。

また、里帰り出産等、他市町村で産前産後を過ごす場合でも支援の切れ目とならないよう、引き続き医療機関や他市町村等関係機関と連携をとりながら実施します。

(5)養育支援訪問等事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	1	1	1	1	1
確保方策 (年間延べ利用人数)	4	4	4	4	4

【今後の方針】

養育支援が必要な家庭について、児童虐待の未然防止と早期発見や適切な対応ができるよう、関係機関との連携をとりながら支援につなげます。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)**【事業の概要】**

保護者の疾病・疲労等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行う事業です。原則として7日以内の範囲で養育・保護を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	1	1	1	1	1
確保方策 (年間延べ利用人数)	4	4	4	4	4

【今後の方針】

必要な方が安心して利用できるように、広報やホームページ、子育てガイドブック等により事業を広く周知するとともに、利便性の向上を図ります。また、育児相談があった家庭に対して利用を促し、児童虐待の未然防止、早期発見を図ります。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)**【事業の概要】**

ファミリー・サポートセンターにおいて、就労や通院、リフレッシュ等の私的理由でこどもの預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (週当たり延べ利用人数)	5	5	5	5	5
確保方策 (上段/週当たり延べ利用人数)	10	10	10	10	10
(下段/実施箇所数)	1	1	1	1	1

【今後の方針】

必要な方が安心して利用できるように、引き続き広報やホームページ、子育てガイドブック等により事業を広く周知します。また、利用会員と協力会員の増加を図り、利用者のニーズに沿った相互援助活動を支援します。

(8)一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、主に昼間において、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを行う事業です。

当別町では、認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間後に園内で預かり保育を実施する「一時預かり事業＜幼稚園型＞」を、認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくにで実施しています。また、非在園児を対象とする「一時預かり事業＜一般型＞」は、認定こども園おとぎのくにで実施しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

幼稚園型 (認定こども園2園)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	7,458	8,956	8,891	9,119	8,663
確保方策 (上段/年間延べ利用人数)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(下段/実施箇所数)	2	2	2	2	2
一般型 (認定こども園おとぎのくに)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	1,021	1,101	1,101	1,113	1,072
確保方策 (上段/年間延べ利用人数)	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
(下段/実施箇所数)	1	1	1	1	1

【今後の方針】

今後も必要とする方が利用できるよう保育ニーズを把握しながら、事業を実施します。

また、必要に応じて、「子育て援助活動支援事業」等も利用できる体制について、今後も確保します。

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

【事業の概要】

保護者の多様化する就労形態や長時間就労等に対応するため、開所時間11時間を超える部分について、預かり保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人、人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(上段/実利用人数、 中段/年間延べ利用人数 下段/実施箇所数)	52 774 2	49 728 2	54 810 2	61 919 2	56 837 2
確保方策(上段/実利用人数、 中段/年間延べ利用人数、 下段/実施箇所数)	52 774 2	49 728 2	54 810 2	61 919 2	56 837 2

【今後の方針】

現在、認定こども園2園において11時間を超える預かりを行っており、現行体制の維持により必要量を確保することを基本としたうえで、必要に応じて「子育て援助活動支援事業」等も利用できる体制について、今後も確保します。

(10)病児・病後児保育事業

【事業の概要】

保育を必要とする病児・病後児について、保育所や病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

現在は、ファミリー・サポートセンター事業により対応しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	5	5	5	5	5
確保方策<病児・病後児保育事業> (上段/実施箇所数)	0	0	0	0	0
<ファミリー・サポートセンター> (中段/実施箇所数、 下段/年間延べ利用人数)	1 200	1 200	1 200	1 200	1 200

【今後の方針】

今後もファミリー・サポートセンター事業により対応することが可能であるため、現行体制を維持することを基本とし、必要とする方の利用ニーズを把握しながら、実施できる医療機関や認定こども園の看護師等の配置を求める等、環境整備を検討します。

(11)放課後児童健全育成事業(子どもプレイハウス)

【事業の概要】

放課後児童健全育成事業(子どもプレイハウス)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない等留守家庭の小学生に対して、放課後や長期休業中に、学校施設の教室等で適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

現在は、当別子どもプレイハウスはとうべつ学園内、西当別子どもプレイハウスは西当別小学校内で、小学6年生までを対象に実施し、運営は事業者へ委託しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用人数)	1年生	33	22	34	32	39
	2年生	21	25	16	26	24
	3年生	23	23	28	18	29
	4年生	34	31	31	37	24
	5年生	25	29	26	26	31
	6年生	18	20	23	21	21
	計	154	150	158	160	168
確保方策(利用可能人数)		200	200	200	200	200

【今後の方針】

引き続き、放課後等のこどもの居場所として、適切な遊びの提供や生活の場の環境整備を行います。

また、支援が必要な児童については、委託事業者と連携をしながら、対応する職員の確保及び配置に努めます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、給食費の一部を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	1	1	1	1	1
確保方策(実利用人数)	2	2	2	2	2

【今後の方針】

保護者の世帯所得の影響を受けることなく、特定教育・保育施設を利用できるよう、今後も全てのこどもの健やかな成長を支援します。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の概要】

新規事業者に対しては、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援や相談・助言等の支援を行う事業及び健康面・発達面等において特別な支援が必要なこどもを町内認定こども園で受け入れるための職員加配の促進等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	8	8	8	8	8
確保方策(実利用人数)	8	8	8	8	8

【今後の方針】

新規事業者に対する相談・支援については、地域ニーズ等を踏まえ必要に応じて検討します。

また、特別な支援が必要なこどもを町内認定こども園で受け入れるために本事業を活用し、今後もこどもの健やかな成長につなげます。

(14)産後ケア事業

【事業の概要】

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられた事業です。当別町では母子保健法に基づき、令和4年度より実施しています。

出産後の母子が安心して子育てに臨めるよう、出産後一定期間において、医療機関や助産院への宿泊や、助産師の家庭訪問により、心身のケアや育児サポート等を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	38	38	37	37	36
確保方策 (年間延べ利用人数)	38	38	37	37	36

【今後の方針】

必要なケースが利用に結びついており、継続利用が多く満足度の高い事業となっているため、継続して実施します。宿泊型、訪問型に加え、日帰り型も導入し、より対象者のニーズにあった事業としていきます。

また、対象者が抱える課題の解決に向け委託機関の助産師と情報共有を図り、必要な支援につなげます。

(15)妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

令和5年度から「当別町出産・子育て応援給付金事業・伴走型相談支援事業」として実施していますが、令和6年の子ども・子育て支援法改正により、児童福祉法に改めて位置付けられた事業です。

妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に応じ、安心して赤ちゃんを迎え、育てていくために必要な援助や情報提供を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	150	186	180	180	174
確保方策 (実利用人数)	150	186	180	180	174

【今後の方針】

引き続き、健やかな妊娠期と出産、子育てを包括的に支援できるよう事業を実施します。

(16)子育て世帯訪問支援事業**【事業の概要】**

令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業で、令和8年度より実施します。

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)		10	10	10	10
確保方策 (年間延べ利用人数)		10	10	10	10

【今後の方針】

支援が必要な家庭等について、児童虐待の未然防止が適切になされるよう関係機関と連携を取りながら支援につなげていきます。また、必要とする家庭の利用ニーズ等を把握しながら、必要に応じて支援方法等を委託事業者と検討していきます。

(17)児童育成支援拠点事業**【事業の概要】**

令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方針】

当別町では現在実施していませんが、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業等の推進に活用できる事業として、ニーズの把握や関係機関との連携、他自治体の状況を調査・研究する等、事業の実施に向けて検討します。

(18)親子関係形成支援事業

【事業の概要】

令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【今後の方針】

当別町では現在実施していませんが、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業であることから、ニーズの把握や関係機関との連携、他自治体の状況を調査・研究する等、事業の実施に向けて検討します。

6 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保方策

全ての子育て世帯において、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、および孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的に、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもを対象とした、ひと月の利用時間の上限までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟な利用が可能な事業です。認定こども園等で適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に子育てについての情報の提供や助言等を行います。

子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として制度化されることに伴い、町でも令和8年4月より実施します。

【量の見込みと確保方策】

※未就園児1人当たりのひと月の利用時間は、10時間を上限とします。

(単位:人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(必要定員数)		3	3	3	3
	確保方策(必要定員数)		3	3	3	3
1歳児	量の見込み(必要定員数)		2	2	2	2
	確保方策(必要定員数)		2	2	2	2
2歳児	量の見込み(必要定員数)		2	2	2	2
	確保方策(必要定員数)		2	2	2	2

【今後の方針】

認定こども園の空き定員を活用して実施することを基本に、未就園児童数や利用状況等からニーズを見極めつつ、保育士等の確保に努め、今後の提供体制を確保していきます。